

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉援護課）	1
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉援護課）	2
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	3
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	5
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	6
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	8

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第102号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則
生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中

「 供 覧 ・ 決 裁 _____ 」

を

「 _____ 報告完了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 供 覧 ・ 決 裁 _____ 」

に改める。

別記第2号様式（表面）中

世帯員 番号	フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日		性 別	学 歴 (学年)	心身の 状 況	職 業		備 考		
			年 号	年 月 日				特殊 技能	現職			
01												
02												
03												
04												
05												
06												
07												
08												
不在 出 奔 者 の 内 容	氏 名	続柄	生 年 月 日		不在の時期		推 定 原 因		推定居住地			
年金 の 状 況	該当者	種別	記 号 番 号		年 金 額		支 給 月 等					

を

世帯員 番号	フリガナ 氏 名	個人番号	続 柄	生年月日		性 別	学歴 (学年)	心身の 状況	職 業		備 考
				年 号	年 月 日				特殊 技能	現職	
01											
02											
03											
04											
05											
06											

07													
08													
不在 出 奔 者 の 内 容	氏	名	続柄	生年月日	不在の時期	推定原因	推	定	居	住	地		
年金 の 状 況	該当者	種別	記	号	番	号	年	金	額	支	給	月	等

に改める。

別記第17号様式中

続	柄	性別	年齢	生年月日	学	歴	職	業
世帯主								

を

個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学	歴	職	業
	世帯主							

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則別記第1号様式、別記第2号様式又は別記第17号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第17号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第103号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年北海道規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

家 族 の 状 況	区	分	氏	名	続柄	性別	年齢	生年月日	学	歴	職	業	健康状態	
					本人									
	支 援 給 付 等 を 要 す る 者													
	支 援 給 付 等 を 要 す る 者 以 外 の 者													

備考	市町村コード	福祉事務所・町村収受印欄	道収受印欄

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式（第11条関係）

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者	居 住 地												
	フリガナ氏 名	㊞											
	※個人番号												
	生 年 月 日	年	月	日	性別	男	女						
※15歳未満の児童	フリガナ氏 名												
	個 人 番 号												
	生 年 月 日	年	月	日	性別	男	女						
※ 申 請 者 の 続 柄													

私はさきに身体障害者手帳の交付を受けましたが
紛失しましたので
破損し使用に堪えませんでした
障害程度が変化しましたので

再交付を
旧手帳写真診断書
を添えて申請します。

旧 手 帳 番 号	北海道 第 号 (年 月 日交付)
-----------	--------------------

注1 身体に障害のある15歳未満の児童の身体障害者手帳再交付申請にあっては、申請者欄中の個人番号欄は記入せず、当該児童の氏名等を15歳未満の児童欄に、申請者の続柄を申請者の続柄欄に記入すること。

2 申請者の氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則別記第7号様式又は別記第10号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則別記第7号様式及び別記第10号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第105号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

別記第20号様式中

申請者	(フリガナ)			生年月日	年 月 日生
	氏 名	(姓)	(名) ㊞		

を

申請者	(フリガナ)			生年月日	年 月 日生				
	氏 名	(姓)	(名) ㊞						
	個人番号								

に改める。

別記第21号様式中

等級	交付日	有効期限(更新)	現住所	を	等級	個人番号	交付日	有効期限(更新)	現住所	に改める。

別記第22号様式中

届出者 (申請者)	(フリガナ) 氏 名	生年 月日	年 月 日生
--------------	---------------	----------	--------

を

届出者 (申請者)	(フリガナ) 氏 名	生年 月日	年 月 日生
	個人番号		

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第20号様式、別記第21号様式又は別記第22号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第20号様式、別記第21号様式及び別記第22号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

受	フリガナ	性別	年 齢	生 年 月 日
	氏 名	男・女	歳	年 月 日

診 者	フリガナ		電話番号	
	住 所	〒		
保 護 者	フリガナ		受診者との関係	
	保護者氏名			
	フリガナ		電話番号 (受診者と 違う場合のみ 記入)	
	保護者住所（受診 者と違う場合のみ 記入）	〒		
	受診者の被保険者証の 記号及び番号		保険者名	
	受診者と同一保険の 加入者（続柄）			

を

受 診 者	フリガナ	性別	年 齢	生 年 月 日
	氏 名	男・女	歳	年 月 日
	フリガナ		電話番号	
	住 所	〒		
	個人番号			
保 護 者	フリガナ		受診者との関係	
	保護者氏名			
	フリガナ		電話番号 (受診者と 違う場合のみ 記入)	
	保護者住所（受診 者と違う場合のみ 記入）	〒		
	個人番号			
	受診者の被保険者証の 記号及び番号		保険者名	
	氏 名	続柄	個 人 番 号	

帯 員				男・女		
				男・女		
				男・女		

を

「

区分	氏 名 ふりがな	続 柄	生年月日	性 別	職業又は就学の 状 況 等	備 考
		個 人 番 号				
世 帯 員		本 人				
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		

に改める。

別記第16号様式中

「

里	本籍						児童相談所	
	現住所						電 話	自 宅 勤務先
	里 親	氏 名 ・ 生 年 月 日 (フリガナ)	職 業	健 康 状 態	結婚年数 年	養育経験 有・無 その他		
		年 月 日生 () 歳						
		(フリガナ)						

同 居 者	母	年 月 日生 () 歳	続 柄	職業等・ 収 入	健康 状態	種 類	1 養 育 里 親	希 望 する 委託 児童	年齢 性別 男・女・不問 その他の希望条件 ()
	氏 名 ・ 性 別 生 年 月 日	2 親 族 里 親							
	男・女	3 養子縁組希望里親							
	年 月 日生 () 歳	4 専 門 里 親							
	男・女								
	年 月 日生 () 歳			申 請 の 理 由					
	男・女								
年 月 日生 () 歳	男・女								
	年 月 日生 () 歳								

を

「

里 親	本籍						児童相談所	
	現住所						電 話	自 宅 勤務先
	里 父	氏名・生年月日・個人番号 (フリガナ)	職 業	健 康 状 態	結婚年数 年	養育経験 有・無 その他		
	年 月 日生 () 歳				〔 〕			
	個人番号							
里 母	(フリガナ)							
年 月 日生 () 歳								
個人番号								
同 居 者	氏 名 ・ 性 別 生 年 月 日 ・ 個 人 番 号	続 柄	職業等・ 収 入	健康 状態	種 類	1 養 育 里 親	希 望 する 委託 児童	年齢 性別 男・女・不問 その他の希望条件 ()
	男・女							
	年 月 日生 () 歳							
	個人番号							
	男・女							
年 月 日生 () 歳				申 請 の 理 由				
男・女								
年 月 日生 () 歳								
個人番号								

に改める。

別記第17号様式の10中

	ふりがな		生年 月日	年 月 日
	氏 名			

申 込 者 (児童名)	居 住 地	〒	
	現 住 所	〒	
	職 業		

を

申 込 者 (児童名)	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	居 住 地	〒			
	現 住 所	〒			
	個人番号				
	職 業				

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第4号様式、別記第5号様式、別記第16号様式又は別記第17号様式の10の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法施行細則別記第4号様式、別記第5号様式、別記第16号様式及び別記第17号様式の10の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第108号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1中

申 請 者	申 込 者	氏 名		児 童 又 は 子	氏 名		性別	
		生年月日			生年月日			
		住 所			住 所			
		電話番号			電話番号			
		職 業			続 柄			
	勤 務 先	名称		又 は 子	修 学 先 等	名称		
		所在地			所在地			
		電話番号			電話番号			
		在職年数			在籍年数			

を

申 請 者	申 込 者	氏 名		児 童 又 は 子	氏 名		性別	
		生年月日			生年月日			
		住 所			住 所			
		電話番号			電話番号			
		職 業			続 柄			
	勤 務 先	個人番号		又 は 子	修 学 先 等	名称		
		名称			所在地			
		所在地			電話番号			
		電話番号			在籍年数			

に改め、同様式その1末尾欄外注6の事項を次のように改める。

6 「申請者」欄には、現に児童を扶養している配偶者のない女子、男子又は寡婦等に

について記入すること。

なお、「個人番号」については、総合振興局（振興局）での面談時に記入するなど、その取扱いに留意すること。

別記第1号様式その2中

申請者	申請	氏名		児童を扶養している者	氏名		性別	
		生年月日			生年月日			
		住所			住所			
		電話番号			電話番号			
		職業			続柄			
	請求	修学先等	名称		勤務先	名称		
			所在地			所在地		
		電話番号		電話番号				
		在籍年数		在職年数				

を

申請者	申請	氏名		児童を扶養している者	氏名		性別	
		生年月日			生年月日			
		住所			住所			
		電話番号			電話番号			
		職業			続柄			
	請求	修学先等	個人番号		勤務先	名称		
			名称			所在地		
		所在地		電話番号				
		電話番号		在職年数				
		在籍年数						

に改め、同様式その2末尾欄外注6の事項を次のように改める。

6 「申請者」欄には貸付けを受ける児童又は子の氏名を、「修学先等」欄には修学先、就職先又は就学先を記入すること。

なお、「個人番号」については、総合振興局（振興局）での面談時に記入するなど、その取扱いに留意すること。

「住所」欄を
別記第8号様式中 借主氏名

「住所」欄に改め、同様式末尾欄外注の事項に次の1事項を加える。

3 「個人番号」欄については、本継続申請に係る貸付金の新規申請時に個人番号を提供している場合には、記入する必要がないこと。

なお、「個人番号」については、総合振興局（振興局）での面談時に記入するなど、その取扱いに留意すること。

「住所」欄を
別記第17号様式中 申請者氏名

「住所」欄に改め、同様式末尾欄外に注の事項として
申請者氏名
個人番号
次のように加える。

注 「個人番号」欄は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による償還の免除を受けようとする者に限り記入すること。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則別記第1号様式、別記第8号様式又は別記第17号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則別記第1号様式、別記第8号様式及び別記第17号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。